

第二期成年後見制度利用促進基本計画 最終取りまとめ概要

~ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進~

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課成年後見制度利用促進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

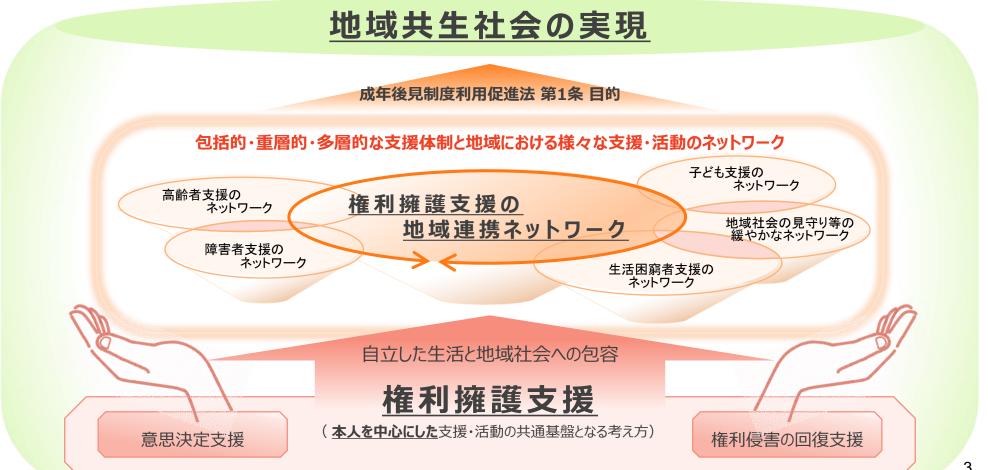
第二期成年後見制度利用促進基本計画 最終取りまとめの構成

はじめに

- I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標
 - 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
 - 2 今後の施策の目標等
- Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - (2)総合的な権利擁護支援策の充実
 - 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
 - (4) 各種手続における後見業務の円滑化
 - 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加 -
 - (2) 地域連携ネットワークの機能 個別支援と制度の運用・監督 -
 - (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 -連携・協力による地域づくり-
 - (4)包括的・多層的な支援体制の構築
 - 4 優先して取り組む事項
 - (1)任意後見制度の利用促進
 - (2) 担い手の確保・育成等の推進
 - (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
 - (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
 - (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標 ~基本的な考え方:地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進~

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、 人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え 合いながら、ともに地域を創っていくことしを目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利 擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、<u>制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続</u>することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

今後の施策の目標等

- <u>成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討</u> を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- ・ 工程表やKPI(評価指標)を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

○ 成年後見制度等の見直しに向けた検討

• 障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、<u>成</u> 年後見制度の見直しに向けた検討を行う。<u>市町村長の関与などの権限</u>・成年後見制度利用支援事業についても見直しに向けた検討を行う。

○ 総合的な権利擁護支援策の充実

成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、<u>意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援</u>を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する。

- 成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に日常生活自立支援事業等から移行できるよう、同事業の実施体制の強化を行う。さらに、 日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討するなど地域を問わず一定の水準で利用できる体制を目指す。
- 身寄りのない人等への生活支援サービスについて、意思決定支援や信頼性等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。検討の際、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討する。
- 地域住民や企業等が権利擁護支援の実践への理解や共感をもって寄付などに参画する取組を普及させるための方策を検討する。
- 虐待等の事案を受任する法人が都道府県等の適切な関与を受けつつ後見業務を実施できるよう、法人の確保の方策等を含め検討する。4

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

○ 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- <u>都道府県等は、意思決定支援研修等</u>を継続的に行う。<u>国</u>は、<u>意思決定支援の指導者育成</u>、<u>意思決定支援等に関する専門職のアドバイザー</u> 育成、専門的助言についてのオンライン活用支援などに取り組む。
- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」のほか、各種意思決定支援ガイドライン等について、普及・啓発を行っていく。
- 意思決定支援の取組が、保健・医療・福祉・介護・金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、各ガイドラインに共通する基本的な 意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う。

○ 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進

- <u>各家庭裁判所</u>には、<u>地域の関係者との連携</u>により、<u>本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現</u>できるよう、引き続き努力することが期待される。
- 最高裁判所・家庭裁判所には、関係機関等とも連携し、本人情報シートの更なる周知・活用に向けた方策を検討することが期待される。

○ 苦情等への適切な対応

家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関、都道府県は、それぞれの役割を基本として、苦情等に適切に対応できるしくみを地域の実 情に応じて整備していく必要がある。

○ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

- 最高裁判所及び各家庭裁判所には、報酬の算定の考え方を早期に整理することが期待される。
- <u>市町村</u>には、全国どの地域でも必要な人が成年後見制度を利用できるよう、<u>成年後見制度利用支援事業の実施内容を早期に検討</u>すること が期待される。国は、<u>同事業への助成について必要な見直しを含めた対応を早期に検討</u>する。
- <u>国</u>は、後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等の手続を依頼した場合に<u>適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討</u>する。
- 国は、成年後見制度の見直し検討の際、報酬のあり方も検討する。併せて、関係省庁は、報酬助成等の制度のあり方について検討する。

○ 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

- <u>金融機関</u>には、必要に応じ最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、<u>成年後見制度支援預貯金等の導入や改善</u>を図ることが期待される。
- 最高裁判所・家庭裁判所には、不正防止のため、引き続き適切な監督に向けた取組をすることが期待される。専門職団体は各専門職に対して、市民後見人を支援する団体は各市民後見人に対して、不正防止の取組を受任前や養成段階から進めることが期待される。
- 専門職団体・市民後見人を支援する団体等には、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。

○ 各種手続における後見業務の円滑化等

• 市町村・金融機関の窓口で成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、同制度の理解の促進を図る必要がある5

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。身寄りがないなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。

このため、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、 地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ(権利擁護支援の地域連携 ネットワーク)をつくっていく必要がある。

① 地域連携ネットワークづくりの方向性(包括的・多層的なネットワークづくり)

- 第二期計画では、<u>地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会への参加の支援という観点も含める</u>ことから、<u>地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみ</u>のほか、<u>地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつき</u>を持って、地域における多様な分野・主体が関わる「包括的」なネットワークにしていく取組を進めていく必要がある。
- さらに、権利擁護支援を必要としている人の世帯の中には、様々な課題が生じていることもあり、このような場合には、個人ごとに権利 擁護支援の課題を捉えた上で、その状況に応じて、家族同士の想いも尊重しながら、それぞれを同時に支援していく必要がある。こうした ことを含めた複合的な地域生活課題としては、支援困難な虐待やネグレクト、未成年後見を含む児童の権利擁護などもあり、これらへの適 切な支援が必要となる場合もある。
- 地域連携ネットワークは、住民に身近な相談窓口等のしくみを有する市町村単位を基本として整備を進めてきたが、<u>複合的で支援困難な</u> 課題に対応するためには「包括的」なネットワークだけでは十分でない。地域の実情に応じて権利擁護支援を総合的に充実することができ るよう、圏域などの複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークにしていく取組も併せて進めていく 必要がある。

② 地域連携ネットワークづくりの進め方

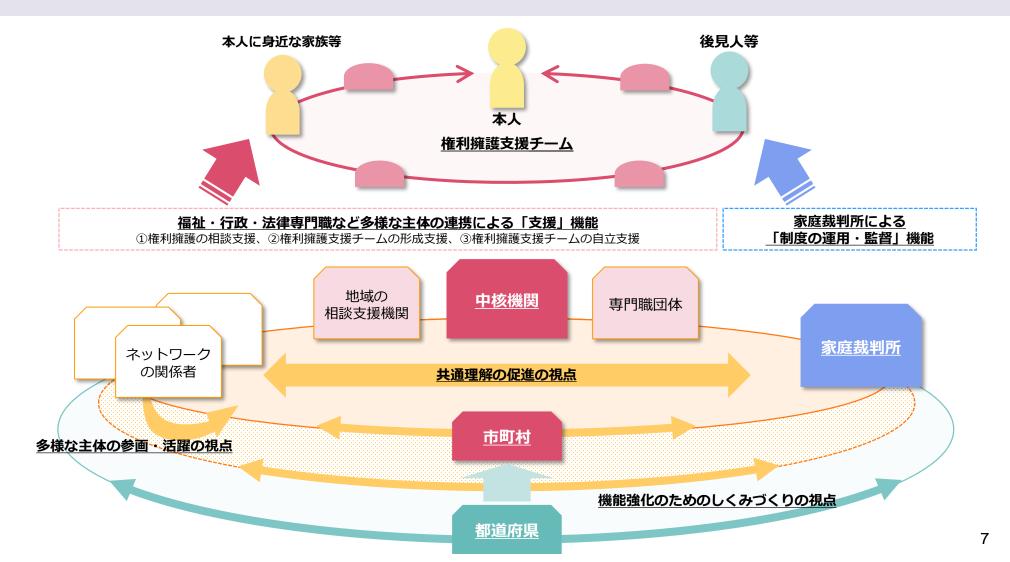
<u>これから地域連携ネットワークづくりを始める地域では、できるだけ早期に、以下を実施することのできる体制整備を優先すべき</u>である。

- <u>権利擁護支援に関する相談窓口を明確</u>にした上で、本人や家族、地域住民などの関係者に対し、<u>成年後見制度の内容など権利擁護支援の</u> 理解の促進や相談窓口の周知を図ること
- 地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関の役割をどういった機関や体制で実施するのかを明らかにすること

また、これらの体制を整備した地域では、後見人等の受任者調整等によって権利擁護支援チームの形成を支援し、その権利擁護支援チームが本人への支援を適切に行うことができるようにする必要がある。なお、これらの体制整備は、市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県が主体的に取り組むことも重要である。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ~ 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ~

○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

~地域連携ネットワークの機能(個別支援と制度の運用・監督)~

○ 地域連携ネットワークが担う機能には、<u>権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形</u>で、<u>福祉・行政・法律専門職など多様な主</u> 体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能

福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能

家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能

権利擁護支援 の検討に関す る場面(成年 後見制度の利 用前)

①「権利擁護の相談支援」機能

- 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、 中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援 へのつなぎを行う機能。
- 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明
- 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査
- 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ

①「制度利用の案内」の機能

本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内(パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進)

成年後見制度の開始までの場面(申立の準備から後見 人の選任まで)

成年後見制度

の利用開始後

に関する場面

任後)

(後見人の選

②「権利擁護支援チームの形成支援」機能

- 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、 地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適 切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたち づくっていく機能。
- 権利擁護支援の方針(具体的な課題の整理、必要な支援の内容)の検討
- 適切な申立ての調整(市町村長申立の適切な実施を含む)
- 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援(課題解決後の後見人等の交 代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング)

②「適切な選任形態の判断」の機能

• 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された 本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等 の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総 合的に考慮した後見人等の適切な選任

③「権利擁護支援チームの自立支援」機能

- 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。
- チーム開始の支援(後見人等選任後における支援方針の確認・共有(支援内容の調整、 役割分担)、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認)

<チームによる支援の開始後、必要に応じて>

- 後見人等やチーム関係者などからの相談対応
- チームの支援方針の再調整(支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、 中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など)

| ③「適切な後見事務の確保」の機能

- 後見人等が行う後見業務(財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続) の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言
- 必要に応じた指導や指示、監督処分
- 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

権利擁護支援を行う3つの場面

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

~地域連携ネットワークの機能を強化するための取組(連携・協力による地域づくり)~

○ 権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、<u>福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため</u>、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の<u>地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点(ア〜ウ)を持って、自発的に協力して取り組む</u>ことが必要である。

(なお、<u>市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいく</u>ことが重要。)

ア:異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための<u>「共通理解の促進」の視点</u>

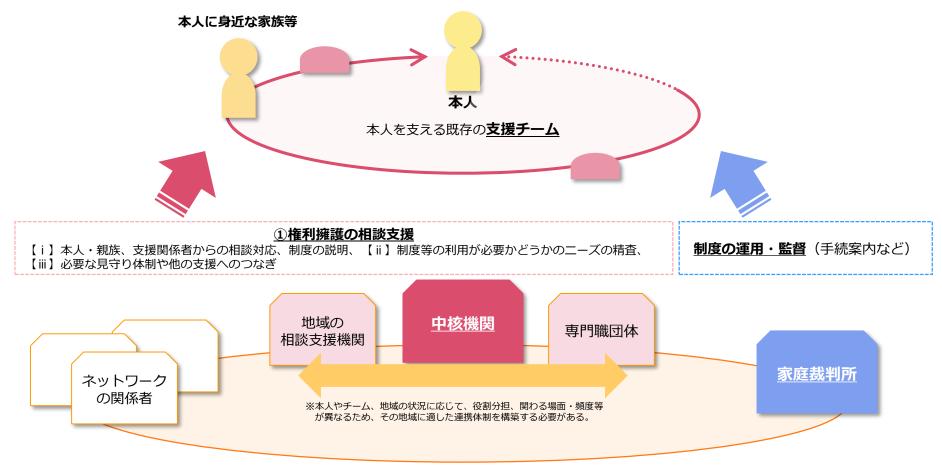
イ:様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点

ウ:多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点

			「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)					
			ア「共通理解の促進」の視点	イ「多様な主体の参画・活躍」 の視点	ウ「機能強化のためのしくみ づくり」の視点			
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前) 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	(・ 成年後見制度の必要性など権利 擁護支援についての理解の浸透 (広報を含む)・ 権利擁護支援に関する相談窓口 の明確化と浸透(相談窓口の広 報を含む)	地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化中核機関と各相談支援機関との連携強化	・ 各相談支援機関等の連携のしく みづくり・ 成年後見制度の利用の見極めを 行うしくみづくり・ 成年後見制度以外の権利擁護支 援策の充実・構築			
	成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任ま で) 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	4	• 選任の考慮要素と受任イメージ の共有と浸透	都道府県と市町村による地域の 担い手(市民後見人、後見等実施 法人)の育成専門職団体による専門職後見人 の育成	・ 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり・ 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築			
	成年後見制度の利用開始後に関する場面(後見人の選任後) 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	4	・ 意思決定支援や後見人等の役割 についての理解の浸透	地域の担い手(市民後見人、後見等実施法人)の活躍支援制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者(当事者団体、専門職団体)との連携強化	・ 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築・ 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築9			

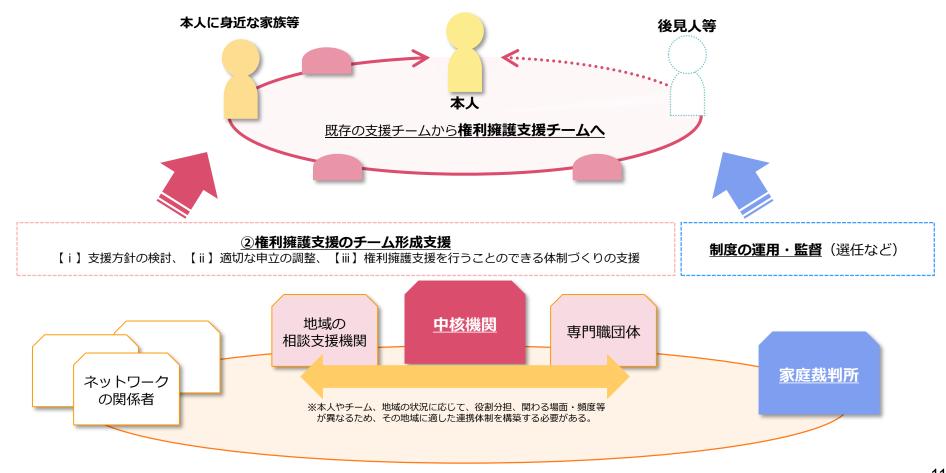
参考:権利擁護支援の検討に関する場面(成年後見制度の利用前)

- 本人を取り巻く関係者が、権利擁護支援に関するニーズに気づき、必要な支援につなぐ場面。
- この場面では、成年後見制度につなぐ場合や、同制度以外の権利擁護支援(権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、 日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトの対応、消費生活センターの相談対応など) につなぐ場合がある。



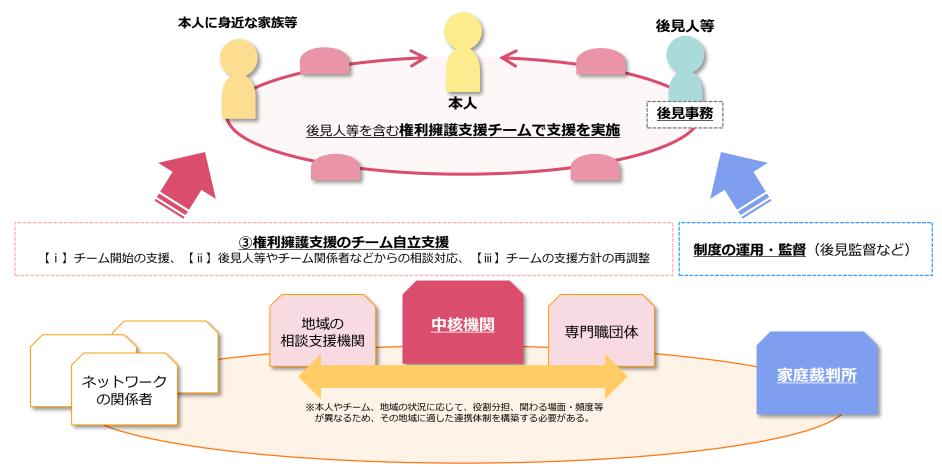
参考:成年後見制度の利用の開始までの場面 (申立ての準備から後見人等の選任まで)

- 成年後見制度の申立ての必要性、その方法、制度利用後に必要となる支援、適切な後見人等候補者などを検討・調整し、家庭裁判所に申し立て、後見人等が選任されるまでの場面。
- この場面では、制度利用後の支援方針を検討する。その中で、適切な権利擁護支援チームの体制も検討する。



参考:成年後見制度の利用開始後に関する場面(後見人等の選任後)

- 家庭裁判所の審判により、後見人等が選任され、後見活動が開始されてからの場面。
- この場面では、権利擁護支援チームに後見人等が参加し、チームの関係者間で、あらかじめ想定していた支援方針等を共有し、本人に対して、チームによる適切な支援が開始される。



4 優先して取り組む事項

○ 任意後見制度の利用促進

• 周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど<u>任意後見制度が適切かつ安</u> <u>心して利用されるための取組</u>を進める。

○ 担い手の確保・育成等の推進

- 適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見業務等の担い手として存在している必要がある。
- 市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する。国は、 意思決定支援や身上保護等の内容を含めるなど、より充実した養成研修カリキュラムの見直しの検討等を進める。
- <u>都道府県</u>には、<u>圏域毎に市民後見人の育成方針を策定</u>した上で、市民後見人養成研修を実施することが期待される。<u>市町村</u>には、<u>市民後</u> <u>見人の活動の支援や市民後見人の役割の周知</u>などを行うことが期待されるほか、<u>研修受講者の募集を主体的に進める</u>ことや、必要に応じて、 都道府県と連携して養成研修の内容を充実することが期待される。
- <u>法人後見の実施団体</u>としては、<u>社会福祉協議会による後見活動の更なる推進</u>が期待される一方、<u>都道府県及び市町村等が連携</u>して、<u>社会</u> 福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要もある。
- 国は、法人後見研修カリキュラムと、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等を併せて周知する。
- 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。
- 専門職団体による専門職後見人の確保・育成、市町村・中核機関による必要に応じた親族後見人の支援も行う。

○ 市町村長申立ての適切な実施

• <u>身寄りのない人等への支援や虐待事案等で市町村長申立ての積極的な活用が必要である。都道府県には、実務を含めた研修の実施</u>等を行うことが期待される。国は、都道府県職員向け研修の拡充、市町村長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図っていく。

○ 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。<u>計画未策定の市町村</u>は、<u>中核機関及び協議会の整</u> 備・運営の方針を示すことなどに早期に着手する必要がある。
- <u>都道府県は、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針、担い手の確保の方針、市町村に対する体制整備支援の方針</u>などを盛り込んだ地域連携ネットワークづくりの方針を策定することが望ましい。

○ 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

- <u>都道府県は、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定</u>といった役割 や、<u>小規模市町村等の体制整備支援の役割</u>を果たすことが期待される。また、広域的な課題などに対応するため、<u>家庭裁判所・専門職団</u> 体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。
- 国は、都道府県職員向け研修の拡充、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成などを行う。

工程表·KPI

ひと、くらし、みらいのために



第二期基本計画の工程表とKPI①

		KPI ^{※ 1} (令和6年度末の数値目 標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	
	任意後見制度の利用促進							
	・周知・広報	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等における リーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続		
	・適切な運用の確保に関する取組	_	利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討					
	担い手の確保・育成等の推進		市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討					
優	・都道府県による担い手 (市民後見人・法人後見実 施団体) の育成の方針の策定	・全47都道府県	都道府県による担い	 手(市民後見人・法人後見 	別の育成方針の策定	都道府県による担い手の	」 D継続的な確保・育成等	
優先して開	・都道府県による担い手 (市民後見人・法人後見実 施団体)の養成研修の実施	・全47都道府県	都道府県による担い	手(市民後見人・法人後見	2)の養成研修の実施			
り組	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度 利用支援事業の推進							
取り組む事項 ※	・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	・全47都道府県	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 都道府県による研修の継続実施 市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善					
3	・成年後見制度利用支援事業の推進	・全1,741市町村	全国で適切に実施 する方策の検討					
	が、一般でいり及れり行文が要素。 			園切な実施のための必要な、 冬えた市町村は、適時その内容		市町村に	よる実施	
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進							
	・市町村による計画策定、第二期計画に基づく 必要な見直し	・全1,741市町村	市町村	村による計画策定・必要な	見直し	策定状況等のフ	フォローアップ	
	都道府県の機能強化							
	・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県に	よる都道府県単位等での協	協議会の設置	都道府県による協議	議会の継続的な運営	

^{※1} KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 成年後見制度利用促進専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

^{※3} 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

第二期基本計画の工程表とKPI②

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。

		KPI ^{※ 1} (令和6年度末の数値目 標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ^{※ 2}	令和7年度	令和8年度
討向見制 等け直度	成年後見制度等の見直しに向けた検討	_	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
たし等 検にの	総合的な権利擁護支援策の充実	_	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検				
	意思決定支援の浸透						
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	・全47都道府県	都道府	」 県による意思決定支援研修 「	の実施	都道府県による	研修の継続実施
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	_	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発				
制度	・基本的考え方の整理と普及	-	各ガイドライン共通 の基本的考え方を整 理した資料の作成	保健、医療	、福祉、介護、金融等幅D	 	当及、啓発
の 運	適切な後見人等の選任・交代の推進等						
度の運用改善等	・柔軟な後見人等の交代の推進	_	ー 市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応				
善善善善善善善善善善善善善善善善善善· 	(苦情対応を含む) ・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	_	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討 成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討				
	不正防止の徹底と利用しやすさの調和						
	・成年後見制度支援信託・支援預貯金の普及	_	成年後見制度支援信託・支援預貯金の普及				
	・保険の普及等事後救済策の検討	_	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討				
lile.	地域連携ネットワークづくり						
地域連携ネ	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続		
携	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備市町村による中核機関の運営			 - 核機関の運営	
イッ・			中核機関のコーディネート機能の強化				
Δ. Γ	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	_		市町村・都道府県にお	」 らける後見人等候補者の受付 「	I 壬者調整の協議の実施	
 	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	_					
づくり	・包括的・多層的な支援体制の構築	_	取組を連携して行う際の 留意点の明示、好事例の収集等 重層事業の効果的な取組方策の				